

# 第1回動物園条例検討部会

## 会 議 録

日 時：2019年10月31日（木）午後2時開会  
場 所：札幌市円山動物園 動物科学館ホール

## 1. 開 会

○事務局（神経営管理課長） 定刻となりましたので、ただいまから第1回動物園条例検討部会を開催いたします。

私は、札幌市円山動物園経営管理課の神と申します。よろしくお願いいたします。

まず最初に、配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第、委員名簿、動物園条例検討部会設置要綱、資料1の動物園条例制定に向けた検討方針、資料2の動物園に関する法令、動物福祉に関する規定類について、資料3の条例内容検討に必要な前提条件、白い厚いファイルの関係資料集というさまざまな法令がつづっているもの、円山動物園基本方針ビジョンという黄色の冊子、動物園リーフレット、園内ガイドマップ、最後に、あす金曜日、未来のまちに動物園を残そうというテーマで行う動物園条例に関する講演会があるのですが、諸坂先生の基調講演の資料です。

以上となりますけれども、不足しているものはありませんか。

## 2. 挨拶

○事務局（神経営管理課長） それでは、まず初めに、事務局を代表いたしまして、円山動物園長の加藤よりご挨拶を申し上げます。

○加藤円山動物園長 園長の加藤です。皆様は、本日、お忙しい中をお集まりいただき、まことにありがとうございます。

小菅参与に4年半前に参与になっていただきましたが、そのとき、日本の動物園、水族館は公的な裏づけがないため、そういったものが必要だとおっしゃっていただいて、札幌市で条例をつくるための第1回部会がつくられ、やっと第一歩が踏み出せるというところでした。

また、皆様には部会委員を快く引き受けていただき、ありがとうございます。名簿を見て、どういう議論が交わされるのか、個人的にも楽しみにしております。

動物園条例は、動物園の定義や役割などを定めるもので、恐らく、日本で初めてのものとなりますが、我々事務局としては、ここまですというリミットは決めておりませんので、忌憚のないご意見をおっしゃっていただき、理想の条例となるよう、ご協力をお願いいたします。また、この動きが日本の動物園や水族館の歴史を変える動きになればと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

## 3. 委員紹介

○事務局（神経営管理課長） 次に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

私から名簿順にお名前をお呼びいたしますので、その後、各自から自己紹介をお願いいたします。

最初に、伊勢伸哉様です。

○伊勢委員 皆さん、こんにちは。小樽水族館の館長の伊勢と申します。

館長としては5年目になります。日本の動物園、水族館が何を果たすべきか、市民の皆さんを含め、皆さんに何を感じていただけるのかを日々模索しつつ、時代に合ったものとは何か、できることとできないことを精査しながら日進月歩しております。

私は、公益社団法人日本動物園水族館協会の副会長も仰せつかっておりまして、昨今の世界の流れ、これは欧米と一くくりにしてしまいがちですが、ヨーロッパとアメリカ、オーストラレイシアでは考え方が全く違いますし、アジアという国の独特の生命観も尊重しながら、日本はどういうふうに進んでいけばいいのか、協会としては非常に重要な課題として取り組んでいるところです。

その中でも、特に福祉です。ややもすると、人間中心の愛護に偏りがちですが、そうではなく、動物一種一種の福祉とは何かについて考えているところで、それも盛り込まれた札幌の条例にしていかなければならないと思っております。皆様からいろいろなご意見を伺い、隣町の小樽としても認識を高め、協働していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（神経営管理課長） 次に、金子正美様です。

○金子委員 酪農学園大学で教員をしております金子と申します。

この9月まで市民動物園会議の議長を仰せつかっておりました。やっとな荷がおりたと思ったら、今度は条例ということで、大変責任の重い仕事だと感じております。

市民動物園会議をやらせていただいた中では、不幸な事故がありましたが、最終的には、福井先生にも大変ご尽力をいただき、ビジョン2050をつくりました。SDGsが2030なのに、行政計画としては超長期のものをつくることができました。さらに、裏づけをつくりたいということで条例を考えるということで、動物園の中では非常に先進的な取組になるのではないかと感じております。

微力ではありますが、お世話になります。よろしくお願いいたします。

○事務局（神経営管理課長） 次に、黒鳥英俊様です。

○黒鳥委員 ここにボルネオ保全トラストジャパンと書いてありますが、前の職場が上野動物園でした。1978年ぐらいからいまして、その後、多摩動物公園、葛西臨海水族園におりまして、5年ぐらい前に定年退職しました。その後、京都大学の野生動物研究センターにいまして、現在は、ボルネオ保全トラストジャパンにおります。現地での保護活動ということで、隣にいます金子先生と一緒にやっております。

もう一つ、日本オランウータンリサーチセンターという類人猿関係の研究者の代表をやっておりまして、野生と国内の動物園の類人猿の飼育のことにかかわっております。

このように、今までは、類人猿を中心に、海獣類なども含め、飼育全般を30年近くやっておりましたし、その後は、学芸員として上野動物園で教育関係もやりました。そして、退職してからは、各国の動物園を、また、ボルネオやスマトラなどでもやっているのですが、欧米を初め、そうしたところを見ていると、そこに動物園がどんどんかかわっていか

なくてはと感じておりますし、日本はもっと変わっていかねばならないところがたくさんあると思っておりまして、お力になればと思います。

ちなみに、私の出身は函館です。18歳までいて、今回このように円山動物園にかかわれたことは非常にうれしく思っております。

○事務局（神経営管理課長） 次に、小菅正夫様です。

○小菅委員 小菅です。よろしくお願いいたします。

私は、ずっと動物園で育った男で、動物園のことしか考えられない人生を送ってきました。旭山動物園が終わった段階で、飼育のほうに戻ることはもうないだろうと思って、アジア、アフリカの野生動物を見に行っていたわけですが、縁があって、円山動物園にかかわらせていただくこととなりました。

私は、札幌出身で、子どもの頃はずっと円山動物園に来ていて、円山動物園のことはよく知っており、円山地域とのかかわりもよく知っていますが、もう一度力をかせと言われ、喜んで飛んできました。

円山動物園は歴史もありますし、地元に基づいた動物園として北海道の中で発展してきたところですので、北海道の動物園のお手本にならなければならないということがあります。

不幸な事故がきっかけでしたけれども、そこで動物園とはこんなものだと思うのではなく、動物園はどうあるべきだったのかというところから議論がスタートして、先ほど金子先生もおっしゃっていましたが、そこから市民と一緒に考えてきた動物園の在り方、有り様があって、動物園がどんどん変わってきて、現状のようになっている、これからは未来につなげる動物園としての柱をつくる必要があるわけですが、それがこの条例づくりなのではないかと思っております。

そして、そこでは、多くの人たちと一緒にあって、さっぼろ円山動物園の未来を思い描きながら、どんな柱で進んでいったらいいかを基本としていくことも大切です。あしたの諸坂先生の講演ではありませんが、未来につなげる動物園を実現できるよう、市民と市役所と動物園が一体でできる体制となるような条例にできれば幸せだなと思っております。

よろしくお願いいたします。

○事務局（神経営管理課長） 次に、佐藤香様です。

○佐藤委員 佐藤香です。仕事はいたしておりません。地域でボランティア活動などをしながら過ごしております。4年前、動物園が好きというだけで市民動物会議の委員に応募したところ、委員になったのですが、思いもかけず、怒涛の2年間を過ごすことになりました。その流れを知っている市民ということで、ビジョン2050の委員会にも呼びいただけたと思っております。

このようなものがまとまり、よかったな、その後はどうしているのかなと思っていたのですが、このたび、こういった集まりがあり、市民募集があるということを知りまして、張り切って手を挙げました。

二、三、ほかの都市の条例を見ましたが、全然おもしろくなかったです。ちまちまと決まりが書いてあるだけでした。

これは大きな夢ですが、もし日本が動物園法を定めようと思ったとき、札幌の条例を参考にできるのではないと言われるぐらいのものにできたらいいなと思っております。

○事務局（神経営管理課長） 次に、巽佳子様です。

○巽委員 佐藤さんと同じく、4年前から2年間、市民動物園会議に入りまして、怒涛の2年間を一緒に過ごさせていただきました。その後、どうなっているのかなと思っていました。

今は、緑の審議会にも入り、5年プランをつくっているのですが、グリーンベルト構想というのがあります、それを見た動物に詳しい先生は、熊も鹿もまちにやってくるということだけれども、どう考えているのかとおっしゃっていました。札幌市には熊がたくさん出る場所でもありますが、動物との共生がすごく大きなテーマになるのだなと思いました。

今回は、4年前とは違い、すごく明るい未来を考えられる会議になると思いますので、すごく楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（神経営管理課長） 次に、遠井朗子様です。

○遠井委員 遠井と申します。よろしく申し上げます。

金子先生と同じく酪農学園大学の環境共生学類で教員をしております。

専門は国際環境法で、ワシントン条約を含め、環境条約の規範がどう変わってきているのか、国内ではどう実施されているかを中心にしています。ここ最近では、ワシントン条約に焦点を当て、締約国会議にもオブザーバーとして参加しました。動物や動物園については詳しくないので、皆様のお話を聞きながら、参加させていただきたいと思います。

ワシントン条約の成立は1970年代ですが、輸出許可書や輸入許可書の発給要件として動物福祉に配慮した施設の確認が求められ、法的拘束力ある条約の中で動物福祉について定めを置いた唯一の条約です。

また、最近では、移送に関してはIATA指針への準拠が求められ、さらに、appropriate and acceptable destinationという論点があり、野生のアフリカゾウやサイを生きのまま移送するときの条件が問題になっています。8月の会議でも、南部アフリカ諸国から移送するアフリカゾウが問題だということで、厳格な要件を課す決議が採択されました。

このように、国際的な移送にかかわるルールとして、(CITESと)動物園とのかかわりは深く、WAZAのメンバーも会議にオブザーバーとして参加し、積極的な提言を行っております。日本国内の動物園も政策提言能力を高め、国際的なネットワークでお互いに学び合うということが実現できれば良いのではないかと考えています。

よろしく申し上げます。

○事務局（神経営管理課長） 次に、福井大祐様です。

○福井委員 岩手大学の福井と申します。

私の専門は獣医学でありまして、今は教員ですが、教員としては新米で、3年目になり

ます。大学卒業後、小菅さんのもと、旭山動物園で13年間勉強させていただきました。3年間、飼育展示係長だったので、現場の統括や未来の旭山動物園を考えなければいけない立場で、何かと考えていたものがあつたと思います。その当時、旭川市では一番若い係長だったと思うので、血気盛んでした。

動物が好きでこういう生き方をしてきたので、動物ともっと近い距離で人生を全うしたいと思い、そして、旭山動物園だったからこそですが、野生動物の保全や自然界への興味が非常に強くなりました。それで旭山動物園をやめて、野生動物にかかわりたいという気持ちから勉強したいと考え、金子先生につくられたエンビジョン環境保全事務所で、赤松理事長のもと、3年半、札幌市の鹿や熊の対応、国立公園での鹿の管理、調査研究に携わらせていただきました。その後、学位を取得し、縁があつて、北大時代の同級生が動物病院長をやっているのですが、岩手大学に着任しました。

聞いてもらってわかるとおり、私の人生はご縁そのものです。人のつながりが大事で、この世の中、地球の運命を担うのは人のつながりなのだと考えています。

ここに私が来させていただいているのも何かのご縁ですので、自分が経験してきたことや考えてきたことをこの業界に、札幌市円山動物園のために、ひいては、日本全体の動物園、水族館に、そして、世界の野生動物、未来の子どもたちのために生かしていきたいと思っております。

私の専門領域は、動物園、水族館の獣医療に関することです。

日本の現状は、皆さんはご存じではないかもしれませんが、欧米諸国とは雲泥の差、天と地の差があると言っても過言ではないくらい非常にレベルが低いと考えています。今の日本の動物園、水族館の貴重な動物たちがそうしたレベルのものを受けているのはどこに原因があるのかと考えていました。

それを獣医学の教育の中では学生たちに全く教えていません。というのは、それが必要ではない、そこまで国民からは求められていないということがあると思いますので、突き詰めていくと、日本人が動物園の貴重な命をどう守っていくか、そこをリンクしてくると思いますので、国民の動物観といいますか、貴重な動物を守るのだという意識を醸成しなければいけないのだらうと考えました。

その結果、一つの動物園や大学ではなかなか解決できないと思いましたが、民間の力をかりまして、このたび、一般社団法人未来を創るどうぶつ医師団を立ち上げました。法人格を持って、これからは、市民と一体になって、動物園、水族館の動物の命を守っていく仕組みをつくっていききたい、ひいては、大学に教育制度をつくり、人材を育成し、優秀な実力のある獣医師を育て、動物園や水族館に入れていくことを考えております。

この条例の中でも動物福祉が一つの大きなポイントになっておりますが、動物福祉を支えるのは獣医療、そして、飼育、健康管理がベースになりますので、欧米並みに、動物園の動物を守る仕組みをつくるために何か貢献できればと思っております。

よろしくお願いたします。

○事務局（神経営管理課長） 次に、諸坂佐利様です。

○諸坂委員 神奈川大学の諸坂です。

多分、私が動物ないしは動物園から最も遠い距離にいる人物かなと思います。私は法律学、特に行政法学、公共政策学が専門です。

また、もともと、動物や動物園をライフワークとしてきたわけではなく、本来の専門は、ワイマール憲法時代のドイツ行政法史の研究で、分かりやすいところとしては、ヒトラー研究です。動物とは全くの無縁でした。しかしこのドイツ行政法学史研究も、あとで「動物法学」研究とつながってくるのですが、実は、世界で一番最初にできた動物福祉法は、ナチス・ヒトラー体制下でできています。ところが、そのときにできた動物福祉法は、ユダヤ人政策の一環でした。ユダヤ教の教えに則った屠殺方法（コーシャ屠殺）を禁じる、すなわちユダヤ教を弾圧する政策として生まれたのが世界初の動物福祉法です。この法律は、いまでもドイツでいきています。もちろんユダヤ教弾圧の部分は削除されていますが。ドイツ法メインで研究していた当時、そのことは知っていたのですが、まさか、自分がそこから飛躍して、「動物福祉」そのものの研究に携わるとは、当時はゆめゆめ思っていませんでした。

私のはじめて「動物法」研究に関わったのは、イリオモテヤマネコを保全する政策（条例）をつくったときです。沖縄で野生動物の救護等で活動されている「NPO法人どうぶつたちの病院沖縄」の長嶺隆先生からの依頼でした。その後は、対馬市からツシマヤマネコの保全条例、さらに小笠原の世界自然遺産の顧問、そして今、JAZAの顧問、奄美・徳之島、西表島とやんばるの世界自然遺産登録にむけての政策アドバイスを行っています。また長嶺先生からのお誘いで、そこにおられる小菅先生が代表をされている「NPO法人国立動物園をつくる会」の事務局長もさせていただいています。

佐藤さんがおっしゃったように、今、円山でつくろうとしている条例は、確実に、我が国の動物政策の最先端です。この条例がどうでき上がるかを東京都や横浜市は静観していると思います。そして将来的には、動物園法にもつながるかもしれません。そうした重要な議論をこれからすることに武者震いを禁じ得ないのは私だけではないと思います。私は公共政策という観点からお手伝いさせていただきます。ぜひとも世界にも発信できるほどの制度となればなと思っております。

○事務局（神経営管理課長） ありがとうございました。

続きまして、事務局を紹介いたします。

○事務局（山本飼育展示課長） 円山動物園飼育展示課長の山本です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（黒川動物園診療担当課長） 動物診療担当課長の黒川と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 経営管理課調整担当係長の森山と申します。この部会の担当となりますので、今後ともよろしくお願いいいたします。

○事務局（須永職員） 同じく、経営管理課の須永です。よろしくお願いいたします。

○事務局（神経営管理課長） 私は、経営管理課長の神と申します。

以上のメンバーで部会を運営していきますので、よろしくお願いいたします。

#### 4. 委員長選出

○事務局（神経営管理課長） 次に、委員長の選出に移ります。

この検討部会の設置に当たりましては、札幌市において動物園条例検討部会設置要綱を定めております。

お手元の設置要綱をごらんください。

第4条に部会に委員長を置くこととし、委員の互選により選出することとしております。委員長の選出につきまして、特にご意見がなければ、事務局にて案を提示させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（神経営管理課長） それでは、事務局案を提示させていただきます。

委員長につきましては、検討部会の親組織であります市民動物園会議の委員長をことし9月末まで務められました金子委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（神経営管理課長） ありがとうございます。

それでは、ここからは委員長に議事をお願いいたします。

議事に入る前に、要綱第4条第3項に委員長に事故があるときにはあらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理するという規定がありますので、金子委員長から職務を代理する副委員長のご指名をお願いいたします。

○金子議長 ありがとうございます。

この部会の委員長ということで、非常に責任が重いですが、皆さんの自己紹介を聞いていて、私の仕事はタイムキーパーかなと思いました。よろしくお願いいたします。

早速、副委員長の指名をさせていただきます。

差し支えなければ、伊勢委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（神経営管理課長） それでは、以降の議事を金子委員長に引き継ぎたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### 5. 議 事

○金子議長 それでは、次第に従い、議事を進めます。

議事の一つ目の動物園条例制定に向けた検討方針についてです。

まず、事務局から説明をお願いいたします。



○事務局（森山調整担当係長） 資料は、A4判横の資料1の動物園条例制定に向けた検討方針についてです。

事前に情報提供をさせていただいている検討方針と中身は同じですが、今回は、1回目ということもありますし、議事をご覧になっている市民の皆様もいらっしゃいますので、今一度ご説明させていただきたいと思えます。

検討方針については、条例の必要性、条例のイメージ、条例の進め方、条例の検討スケジュールというポイントで整理させていただきました。

まず、条例の必要性についてですが、四つに分けて整理しました。

一つ目は、現行法制における動物園の規定状況について、二つ目は、現代における動物園の社会的役割、三つ目は、今年の3月に策定しました基本方針ビジョン2050の取組を法的に担保する必要性、四つ目は、条例制定による市民の利益は何なのかということです。

それでは、視点の1点目の現行法制における動物園の規定状況です。

国内の法令の状況を見ますと、動物園に関することを書いてある法律としましては、動物愛護管理法、博物館法などが挙げられますが、その中では動物園の実施事業に適用される規定や基準があるものの、その法律の中に動物園はこういうものだと書いた書きぶりの定義や動物福祉について規定したものはありません。

また、札幌市やその他の都市などの条例の状況を見ますと、都市公園条例、または、地方自治法に基づく公の施設の設置条例の側面から、動物園の設置や開園時間、入園料等を規定しているものはあります。また、一部の条例では、動物園はこういったことをしますという「実施事業」を挙げている事例はありますが、やはり、動物園はこういうものだと定義する規定、動物福祉や動物の飼育に関して基本理念や原則を規定したものはありません。

次に、視点の2点目の動物園の社会的役割はどうなっているのかです。

現代の動物園には地球規模の保全活動が求められておりまして、野生動物の種を飼育している責務として生物多様性の保全が求められております。また、欧州などでは法律によって動物園は生物多様性の保全活動等に取り組まなければ設置や存続することができないといったような法規制がなされております。そして、今後、動物の遺伝的な多様性を考慮し、繁殖計画を実行していくためには、海外の動物園との交流が必要となっている状況ですが、その際には、国際的な動物園の運営理念、遵守すべき基準に沿った取組が行われていることが求められます。

次に、視点の三つ目のビジョン2050の取組を法的に担保する必要性についてです。

こうした社会的役割を果たすための取組をビジョン2050では定めております。その根幹となります動物福祉を守りながら取り組んでいくためには、一定の強制性を有する自己規律の制度が必要だと考えております。

動物園について規定する法律がない現状においては、やはり、市民の代表機関である議

会の意思決定によって制定される条例によって規定される必要性があるということです。

次に、視点の四つ目の条例が制定されると市民の利益はどうなるのかについてです。

この条例制定によってビジョン2050で定めた動物福祉を根幹とした取組が法規範的に担保されます。そして、条例の中に職員、行政、市民、企業の役割、責務を書き、明確にすることで、それぞれの行動が生物多様性の保全等の取組につながり、自然と人間が共生できる社会が継続され、そのような役割を果たす市民の誇る動物園を持続していくことができると考えております。

続きまして、条例のイメージについてです。

現在のところ、動物園条例は、札幌市が考える動物園とはどういうものなのかを定めまして、あわせて、円山動物園のあり方を規定する条例としたいと考えております。

他の都市においては、どこどこ動物園条例ということで、その自治体が運営している動物園のことだけを定める条例がございます。今、これから検討しようとする札幌市の動物園条例は、まず、動物園とはどんなものかということで、札幌市域内の動物園の定義を考えるもので、その上で、円山動物園についてはどうするかを規定するイメージです。

現在は、名称を札幌市動物園条例と仮にしていますが、構成としましては、前文を設け、条例制定に至る経緯、条例に込める思いを記します。そして、第1章の総則には、条例の目的や定義、また、先ほど申した職員、行政、市民、企業の役割などを明確にしたいと考えております。第2章は、動物園・水族館の責務とは何かということで、動物園などが取り組む内容、そのために行うことを明確にしたいと考えております。第3章には、円山動物園では、今後、第1章、2章を踏まえ、どのように運営していくのかを規定したいと考えております。

大枠としてこういったものをイメージしております。

続きまして、条例の検討方法についてです。

きょうの検討部会につきましては、市民動物園会議の部会として設置したものになります。この部会で条例の内容を検討しましたら、最終的には市民動物園会議に報告いたしまして、市民動物園会議から札幌市へ提言書として提出することを考えております。その上で、提言を受けました札幌市で条例案を検討し、議会に提出するという流れになります。その検討の経過の中で、市民との情報共有、意見交換する場としてシンポジウムやワークショップ、アンケートなどの機会を設けまして、そこでの意見も反映しながら条例案をまとめていくという流れを予定しております。

続きまして、検討スケジュールについてです。

本日は1回目の会議となりますが、およそ2カ月に1回のペースで、来年の10月をめどに7回程度の会議を開催したいと考えております。来年の4月以降につきましては、部会の中に、大人と子どもに分け、いろいろな意見を交換したり、情報提供したりするワークショップを開き、そこでの意見も踏まえながらまとめていきたいと考えております。そして、来年10月ごろに市民動物園会議へ検討結果を報告し、11月ぐらいに札幌市へ提

言書を提出する予定です。

その後、半年程度の時間をかけ、札幌市役所内部で条例案の審議をしたり、議会に説明し、2021年度の議会に提出したいと考えておりました、早くて5月か6月に行われる第2回定例会に議案を提出することを想定しております。

最後ですが、検討部会の各回の検討内容の目安です。

本日は、条例の必要性や先ほど話しました条例の構成イメージなどを共有し、2回目では条例にはどんな項目を盛り込むべきかを議論していただき、今年度の最後の3回目の会議には全体像を固めたいと考えております。そして、来年度の4回目以降では、さらに詳細な検討を行い、7回目までに検討結果をまとめたいと考えております。

以上が検討の進め方になります。

○金子議長 何かご質問等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○諸坂委員 それでは一番最初で僭越ではございますが、お話をさせていただきます。3点ございます。

まず1点目。公共政策をつくる時、まず、ゴールを決めることが肝心です。この際、あるべき理想のゴールと、政治情勢や時期等により色々妥協もある中、これは死守すべき現実路線のゴールの2つを設定するのです。

2点目。もう一つ重要なことがあります。法というのはルールですから、それを破る人間が出てきたときどういう制度設計をするかです。基本的には、行政指導、処分、処罰の3つがあります。処分までは首長権限でできますが、処罰（懲役刑や罰金刑）となると検察庁との量刑審査を経なければなりません。これに事のほか時間がとられることがあるので、タイムスケジュールは重要です。

最後、この条例の適用範囲をどうするかです。円山動物園だけを適用範囲とするということであれば、処罰を受けるのは円山動物園だけになるのですが、札幌市動物園条例や札幌市動物福祉条例というふうな形になってくると、札幌市内のほかの動物飼育展示場なども規制対象になります。その場合には、処分、処罰基準を明確にしておかないと、抑止力がなく実効性のない条例になってしまいます。

ですから、理念やゴール、適用範囲、あるいは、そのためにどういったコンテンツを盛り込むかを、今回、次回あたりの会議で、早急に意思決定して、スケジュールを組み立てる必要があるのかなと思います。

○金子議長 大変重要なお指摘かと思いますが、そのことはきょうの部会の中でそのあたりについては後半で議論させていただくことになるかと思いますが。

そのほか、方針について、大まかなところでご質問等があればお願いしたいと思います。

（「なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、後半に意見交換の時間をかなり長くとっておりますので、そこで再度ご検討をいただきたいと思います。

今のお話から動物園で考えられているイメージは少し理解できたかなと思います。ただ、

先ほどからお話が出ておりましたとおり、初めての条例ともなりますので、動物園に関する法令等について、皆さんと現状認識の共有をしたいと考えております。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 資料2というA3判横のものをご覧ください。

こちらには、国内の法令の状況、それから、国内の自治体の状況、海外の状況などを示しておりまして、どんな法律があるか、どんなことが書かれているかを抜粋した索引的なものとなります。そのため、具体的にどういうことがわかるかまでは書いておりません。お手元にお配りしました資料集には条文なども載せさせていただいておりますので、今後は、こういったものも確認しながら内容を議論させていただくことになるかと思えます。

まず、こういった関係法律があるかということを見ていただきたいと思えます。

まず、国内法令についてです。

ここでは、動物園の位置づけ、設置にかかわるものを抜粋しております。

博物館法、都市公園法、動物の愛護及び管理に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律を挙げておりまして、その中の目的、動物園の位置づけに関する条文を抜粋しております。

動物園の位置づけについてですが、博物館法においては、第2条にあります。また、博物館相当施設ということで、第29条でも触れております。下のものは第2条の関係であります。「博物館とは、関連資料を収集、保管（育成を含む。）、展示し、その教養、調査研究、レクリエーションなどの事業を行い、資料に関する調査研究を目的とした機関」とされております。

博物館につきましては、登録に関する申請は任意となっておりますので、動物園であっても登録を必ずしなければならないものにはなっておりません。また、審査によって登録されるかどうかの規定されております。この博物館法の「保管（育成を含む。）」というところに動物園も含まれるのだという解釈がありまして、それもあって、動物園の中でも登録博物館になっているところが何カ所かある状況です。

次に、都市公園法です。

動物園の位置づけにつきましては、第2条で公園施設が規定されていますが、そのうちの植物園や水族館などと同じような教養施設の一つとして動物園の名前が出ております。

次に、動物の愛護及び管理に関する法律です。

動物園の位置づけとしては、第10条の第1種動物取扱業の中に動物の繁殖、飼育、展示、売買を行うものがあるのですが、動物園はこの中に入るということで、円山動物園も第1種動物取扱業に登録しているところです。

次に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律です。

動物園の位置づけについてですが、第2条の「動植物園等は、国又は地方公共団体の施策に協力し、絶滅のおそれのある動植物の種の保全に寄与するよう努めなければならない」とあり、動物園がやることをはっきりと書かれております。

また、最近の改正の中で、認定希少種保全動物園等ということで、希少種の譲り渡しなどの規制緩和によって生息域外保全を促進する目的で認定動物園という位置づけができたところです。

これらが法律の中で動物園の位置づけについて触れているものとなります。

次に、下の動物園の運営、役割にかかわる法令についてです。

細かくは説明しませんが、今、動物園が重点取組として挙げている生物多様性の保全、教育、調査・研究、レクリエーションに分けて整理したところ、こういった法律でそれぞれこの重点取組に関連する規定を定めております。

次に、その他動物園の事業にかかわる法令についてです。

例えば、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律があります。これに基づいて、円山動物園やほかの動物園でも傷病を負った動物を保護し、野生に戻すという事業を行っているところです。

裏面に移ります。

各自治体で動物園条例を制定しているところはどこか、また、設置目的や理念、事業を書いている条例にはどのようなものがあるかということで、主だったものを抜粋して、掲載しております。

北海道内では、帯広市、釧路市、旭川市にも動物園条例という名称の条例がございました。

設置の目的はこちらに書いてあるとおりで、事業について書かれているのが釧路市動物園条例です。ここには、教育的配慮のもと、動物を収集し、飼育し、及び展示すること、以下六つの点で動物園はこういう事業を行うとはっきり書かれています。しかし、この項目以下の条文は、その施設の管理に関する規定になっております。

理念について触れた条例がございまして、それが秋田市の大森山動物園のもので。

第2条に、「動物園は大森山の豊かな自然の中で、動物との出会いおよびふれあいを通して、市民のレクリエーションの場を提供することにより、自然および命の大切さについて学び、かつ、動物の命をつなぐ場を目指すものとする」とあります。

札幌市の関係例規を左下に掲載しており、こういったものがあります。

次のページに参りまして、海外の状況についてです。

今後、この条例を検討するに当たり、参考となる海外の規定にはどのようなものがあるかということ調べております。

その一つにEU動物園指令があります。

これに基づき、EU加盟国では国内の法令を整備しているのですが、そのうち、イギリスの法律を参考に載せております。

EU動物園指令で動物園に適用される要件が書かれておりまして、一つ目の丸ですが、種にとって保全上の利益が見込める研究への参加、関連した保全技術の訓練、主の保全に関する情報交換など、こういった取組を法律の中に入れなさい、動物園はこういうことを

しなければいけないということを入れなさいということが書かれております。

そして、イギリスでは、次の少なくとも一つに参加することという法的措置を設けております。

その下には動物園に関する主な国際法も載せております。今後議論の中で関係するものが出てくるかもしれませんが、ご承知おきいただければと思います。

最後のページをご覧ください。

こちらは、動物福祉に関する国内外の規定としてどんなものがあるかを載せております。国内については、JAZA——日本動物園水族館協会が倫理福祉規定を設けております。JAZAに加盟している円山動物園も含め、加盟園館はこれに基づいていろいろな取組をしているところです。

また、動物愛護管理法の中に展示動物の飼養及び保管に関する基準を設けておきまして、そういったものも動物福祉に通ずる基準と関係しているため、載せております。

それから、国外では、WAZA——世界動物園水族館協会ですが、動物福祉戦略を策定しておきまして、きょうの関係資料集の中にもつづっておりますけれども、そういったものに沿って動物飼育がなされているということです。

参考としまして、動物福祉の基本的な考え方を載せておりますが、これは後ほど委員の方々にも詳しい方がいらっしゃれば触れていただきたいと思って掲載しております。

以上が国内外の動物に関する法令等のご説明でした。

○金子議長 国内外の法令等にご紹介をいただきましたけれども、皆様方からは、このあたりがもっと参考になるのではないかと、あるいは、これはちょっとクエスチョンマークかななどのアドバイスがあろうかと思いますので、補足でもいいですし、ご質問やご意見でもいいので、お願いできればと思います。

○遠井委員 EU動物園指令やイギリスの法律などが条例の一つのイメージとしてあるのかなと思って聞いておりました。

それと関連し、希少種保護法の認定希少種保全動物園についてです。

ここでは第48条の4のみ挙げられていますが、環境大臣の下、動物園を規制当局の監督下に置く仕組みを弱いながらも作っていますが、EU動物園指令と違うのは飼育基準を許認可の要件としているわけではなく、インセンティブ措置のみで、それゆえ弱いというところです。ただ、形の上では、こういう基準を守ってくださいというものがあるほか、監督官庁が査察を行い、報告を求めることもあり、法律上、動物園に関して何の規定もないかということ、弱いながらも一定の仕組みはあるにはあるのです。条例をつくっていくときには、この内容を踏まえつつ、より明確化し、具体化していくというイメージもあるのではないかと思います。

同法では具体的要件は、規則までおいてみてもよくわからないですし、曖昧なものが多いです。また、生息域外保全への寄与に関しては国内希少種のみ対象となり、動物福祉については触れられていない等、いろいろと不十分ですので、種認定動物園制度を出発点と

して、これを具体化することはあり得ると思います。したがって、一般市民に刑罰に課すという話ではなく、基本的には、動物園や施設の行政による監督のための条例ではないかと思えます。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

○諸坂委員 資料2のご説明を事務局からされましたけれども、幾つか補足をさせていただきます。

まず、4つの法律が挙がっておりますが、博物館法は文部科学省の管轄です。ただ、今は文化庁に落ちてしまいました。省と庁の違いですが、大まかにいうと2つあって、行政立法をする権限があるかどうかです。庁には行政立法権限がないので、文化庁主導でのルールづくりができないということです。もう一つ、庁の問題点としては予算要求ができないということがあります。ですから、予算要求をするときには、文科大臣に予算要求の申請をして、文科大臣の了解が得られれば、それが内閣に上がっていくというワンクッションがあるので、博物館法が文化庁に落ちてしまったのは、文化行政上、問題です。

そして、都市公園法は国土交通省の管轄で、およそ「動物」を主眼に考える官庁ではありません。大きいファイルの2つ目に都市公園法があって、21ページの第2条第2項第6号に動物園が入ってくるのですが、3つ目の第3項は、休憩所、ベンチとあって、第6号の動物園の下の第7号には駐車場、便所とあります。つまり、動物園というのは、都市公園法のカテゴリーで言うと、ベンチや便所と同じレベルということです。それは、国交省は、道路・建築行政をやっているところですから、「動物園」を箱物と捉えるわけです。ただこれは国交省だからしょうがないかと思いきや、資料3に自然公園法という法律があって、25ページですが、26ページに自然公園法施行令という政府がつくった政令がありまして、その第1条の第9号に「動物園」とあるのですが、その1つ上の第8号に公衆浴場、公衆便所とあります。自然公園法は環境省の管轄ですが、自然公園法の構えも公園の中の一施設として、箱物として考えているので、およそ動物ファースト、動物主眼につくられているわけではないことは指摘しておかなければいけないかなと思います。

つぎに動物愛護管理法です。ここには目的規定が書かれていますが、2行目に「人と動物の共生する社会の実現」とあります。博物館法でも「国民の教育と文化の発展」とありますし、都市公園法でも「公共の福祉の増進」とあります。つまり法とは、基本的に、「人」のためにあるということ。そして動愛法が“人と共生できる動物”だけをターゲットにしている。人に害悪を与えてしまう、例えば、感染症を持っている、人の生活を脅かす害獣は殺処分対象で、共生できないものは排除するという人間中心主義の発想です。しかるにこういった考え方は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）でも全く同じで、同法第1条には、「国民の健康で文化的な生活」とあり、これは憲法第25条の生存権のフレーズです。つまり、種の保存法だから、種の保存を主眼に考えているのかと思いきや、そうではなく、人間社会を主眼に考えているのです。ですから、日本の法律には動物に主眼を置いているものがない。動物園を守る法律ではないというこ

とは、まず最初に認識するとともに、これから私たちが起草しようとする制度は、我が国においては画期的なことだということは認識すべきかと考えます。

「動物」を護る、「動物園」を護るとは、換言するに、「動物園」が加害者になることを阻止することとも無関係ではありません。例えば、動物由来感染症（人獣共通感染症）が動物園から発生したら、動物園は閉鎖、展示動物は全て殺処分せよという命令が厚生労働省から発出されるかもしれません。先ほども言いましたように、博物館法は文化庁、都市公園法は国土交通省、動物愛護管理法は環境省ですが、動物愛護管理室で、種の保存法は自然環境局野生生物課です。このように、環境省の中でも所管が違います。縦割り行政なのです。国家法レベルではこういう状況です。

最後に遠井委員に教えていただきたいのですが、国際法にワシントン条約等がありますが、日本では全部に批准していませんよね。

○遠井委員 ボン条約には入っておりませんが、その他の条約には入っています。

種の保存法の目的規定に関して憲法25条のフレーズが入っているというご指摘でしたが、条文前段では生物多様性について触れられています。生物多様性条約を受けてつくられたという経緯を踏まえると、同条約においては生物多様性は人類の共通関心事と位置付けられているので、「国民の健康で文化的な」という点のみに引っ張られて同法の趣旨目的を解釈する必要はないと思います。

また、ボン条約は批准していませんが、ワシントン条約とボン条約の連携はあり、他国から移送する場合には、相手国がボン条約の規定の遵守を考慮する場合もあり得るので、挙げておく必要はあると思います。

○金子議長 意見交換に半分入っているかなと思いましたので、整理させていただきます。

まず、事務局に用意していただきました国内法令、国際法令に関する資料について、質問などがありましたら、それからお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福井委員 質問というか、雑感です。

日本国内の動物園の設置目的や理念を規定している条例を見ますと、秋田の大森山動物園は新しく作り直してきて、小松園長の渾身の策と聞いていますが、挙げられているものに保全や動物福祉という言葉も出てきていません。これが現状なのだという事は整理しておく必要があると思います。

先ほど諸坂委員がおっしゃったように、動物ファーストということはこの条例からは一切感じられないので、動物を守り、動物園を守り、自然を守るという記述がないので、円山動物園の条例ではそこが一つのポイントになってくるのだろうなと感じました。

自分も動物園学を大学の非常勤講師として教えている手前、EU動物園指令や英国の動物園ライセンス法には目を通すことがよくあるのですが、本当に事細かく動物の健康管理や獣医療、衛生、感染症対策、野外の自然の保全ということが書かれています。このように、動物園は野外に対して迷惑をかけてはいけない、感染症を持ち出してはいけないということまで書かれているので、動物園は自然環境、地球環境の保全の場だということをや



たう意味では、動物を逃亡させたり、感染症を外に出したり、自然界の脅威になったり迷惑になることをしていけないのだろうなと感じますし、そのためにしっかりプロとして飼育動物を管理し切らなければいけないのだなと思いました。

私は獣医療が専門なので、そこに目が行きますが、治療に関して、高水準の医療を提供することがイギリスではしっかり書かれているのですね。日本が追いつくため、まず、円山動物園がやったら画期的だなと考えますので、ぜひお願いしたいと思います。

○金子議長 今、その分野については日本では皆無というか、全くないということなのです。それに反して、ヨーロッパが進んでいるということでしょうか。先ほどのお話にアメリカ型、オーストラリア型、ヨーロッパ型では違うということがありましたが、参考になるものはヨーロッパにあるイメージですか。

○福井委員 EU加盟国は、EU動物園指令に従って、それぞれの独自の国の法律を決めています。イギリスは歴史もありますし、2019年に新しく法律をつくっており、動物園の動物を守ること、あるいは、動物園の機能を明確に規定しているのです。円山動物園の条例もそうですし、国内で動物園法をつくる上では参考にすべき先行事例だと思います。

アメリカは、動物福祉法ということで、愛護や福祉について規定しているものでして、ヨーロッパというか、イギリスのほうは、どちらかというと、衛生や移送に関して、さらには、消毒の仕方や査察に関しても細かく規定しております。

○金子議長 意見交換に入ってきている感じなので、ここで議題2については区切らせていただいて、3番目の意見交換に入りたいと思います。

ここでは、条例の内容検討に必要な前提条件、条例の必要性、条例の規定内容の方向性、動物、動物園・水族館、動物福祉の定義、さらには、条例の構成についての議論を進めていきたいと思います。

まず、国内の法律について、もう少し詳しく情報をお聞きしたいと思っております。

そこで、諸坂委員から、国内法のさまざまな動物園に関係する法律について、どのようになっているのかの解説をいただけますでしょうか。

○諸坂委員 それでは、順にご説明させていただきます。

先ほども少し触れましたけれども、1ページに博物館法がございます。

博物館ですから、美術館や郷土資料館などを前提としていて、社会教育法に基づきと第1条に書かれていますが、社会教育の箱物として博物館法が、文部科学省で、今は文化庁で指定になっているわけです。

この法律で動物園がかかわってくるのは第10条の登録制というところです。ただ、登録は義務ではありません。登録を受けなければならないと書けば義務化されるので、動物園が博物館に基づいて登録することになるのですが、登録を受けるものとするとなっています。これを責務規定と言います。そうしたこともあり、今日本で博物館法に基づいて登録されている園館は、博物館相当施設や類似施設は数館ありますけれども、日本モンキー

センターと大町のライチョウのところだけです。

また、法律に基づいて登録すると、何か動物園側にメリットがあるかということ、何もありません。その証拠として、数年前のイルカ問題があります。水族館も博物館として基準に定義がありますけれども、イルカ問題に対して、文部科学省が何か言ってくれたか、助けてくれたかということ、何もありません。

ですから、登録はしなさいと書いてあるけれども、登録してどうするのだということは、僕の調べた範囲では、文部科学省として、文化庁としてこういうものが登録されているのだというリストをつくるだけの話で、特段、何か動物園や水族館にメリットやデメリットが発生するものではありません。ですから、登録するだけ手間があるだけで、この法律はほとんど機能していないという印象です。

次に、都市公園法です。

21ページです。

先ほど言ったように、国土交通省の管轄の法律で、箱物、施設としてしか考えていないので、売店や駐車場、便所と同じ部類に位置づけていることが問題です。

戻りますが、博物館法では、4ページの第18条ですが、公立博物館に関する設置に関する事項は地方公共団体の条例に定めなければならないとあり、自治体の設置する動物園ではひっかかってきます。

もう一つネックになるのが5ページの第23条の入館料です。入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならないとあります。海外の動物園を見ると、非常に高い金額を取れるのですが、日本の一端の動物園は地方公共団体が設置しておりますよね。そのため、対価が100円や200円ということで、きちんとした動物福祉や種の保存をやるにしても、お客さんからお金が取れないというところがネックです。

○遠井委員 登録しなければ、これに縛られることはないのではないのでしょうか。

○諸坂委員 ただ、今の日本では、教育委員会や首長部局所管で「動物園」を設置している関係で高い料金を取れないのが現状だと思います。

○遠井委員 博物館として設置しなければ対価を徴収してはならないということにも縛られません。いずれにせよ、高い対価を取りにくいということは理解できたのですが、これをそのまま適用しなくても良いということですね。

○諸坂委員 基本的に、公共施設、公の施設は、民間企業のような対価を徴収することが難しいように思います。それは地方公共団体が民業を圧迫してはならないとか、税金を原資とする公共サービスですからそれを元手に営利を追求してはならないとか、万民に平等に公共サービスが行き届かなければならないとかといった視点からだと思いますが、博物館法第25条は、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。」と規定し、かつ地方自治法は、地方公共団体が設置・運営する公の施設は、条例で定めなければならないとし、かつその利用料金も自治体の承認が必要となっています（第244条の2第1項及び第9項）。

さて都市公園法では、先ほど言いましたように、便所と一緒にということです。

また、25ページの自然公園法も同じで、動物ファーストの発想は全くありません。

27ページに動愛法がありますが、動物園を設置する上で出てくるのが29ページの第10条の第1種動物取扱業の登録です。これは、お金を取って、営利活動として事業を行うものを第1種で、非営利活動として動物を扱う、例えば、保護犬を取り扱うNPOなどが第2種となります。

しかし、第1種動物取扱業にはペットショップや猫カフェも入るのです。動物の種の保存、保全、福祉、医療などのプロフェッショナル集団である動物園と猫で金もうけする猫カフェが同じカテゴリーの許可制の中に入っていること自体が、私には違和感というか、法制度設計上の欠陥と捉えてなりません。

また、動愛法の事業者になると、毎年、免許更新のための研修を受けることとなりますが、研修の講師が動物園の方々だそうです。猫カフェの方々からすれば、動物の飼いはこうしなければならないということで勉強になるのですが、動物園人からすれば同僚がしゃべっているだけです。動物園人の勉強にならないと思います。むしろ当該講習で勉強になったという動物園人がいるとすれば、当該人物のレベルや如何にと考えざるを得ません。すなわち現行制度では、動物園のボトムアップ、スキルアップにはなりません。

また、もう一つ問題なのは、動愛法の第1種取扱業の許可審査とは、書類審査（形式審査）だけなので、申請団体の体制が動物にとって福祉的なのか、それとも、劣悪なのかはわかりません。法人登録しているか、代表者は誰か、理事者の名簿を出せといった形式的な書類審査ですから、この登録制は、そもそも動物ファースト、動物福祉といった観点からは機能しません。

30ページ以下に登録の実施、登録の拒否など、登録事業者に対する規定がいろいろと書いてありますが、ざっと読んでいくと、何を主眼とした法律かということ、ペットショップを規制することを主眼に置いてつくられているということがわかります。ですから、動物園は眼中に入っていないのです。

先ほど事務局からご説明があったのですが、57ページに動愛法の下部規範に「展示動物の飼養及び保管に関する基準」というものがあります。ここには動物福祉のことが少し書かれているかなと思われるところです。しかしながら当該基準は、全体を通して、抽象的・漠然としたことしか書かれておらず、かつその大半が「努力規定」です。これは各園館が自分の身の丈で努力すればよい、一定の他律的評価をうけることはないということの意味します。ですから、自分の園館として努力したのだけれども、はたから見れば虐待でしょう、はたから見れば反福祉でしょうというものがあります。でも、私たちとすれば一生懸命やっていますと言ってしまえば終わりです。およそ動物虐待だろうと思われる施設があっても、行政（警察）が動ける規定になっていないのです。現行法体制では、実効性がないということです。

例えば、第2項の終わりから2行目に「不十分な管理」が書かれてありますが、何を以

ってして「不十分な管理」というか判然としません。警察が介入する場合には、確実な、そして具体的な物的証拠を挙げてしかできないのです。ですから、「不十分な管理」という不確定概念だと行政では処分、処罰ができないのです。

また、計画的繁殖等もそうで、管理者は「みだりに繁殖」とありますが、「みだり」とは何ですかということです。教科書的には、「合理的な理由、根拠のないこと」が「みだり」と説明しますが、しかしこれでは具体的に何かはわかりません。

その下の3行目には、また、「必要に応じて」とありますが、「必要」とは何ですかということです。このように抽象的、理念的な書き方しかしていないのです。これでは、福祉といったときに実効性が出てきません。

ドイツの動物福祉法やその下の下部規範を見ても、体重が何キロ以上の犬を飼うときには何平方メートルの敷地がなければだめだなどと事細かく規定があるのです。犬の重さに応じて、それだけ飼い主には経済力が試されますので、したがってその経済力を図る上で「犬税」というものもあります。また、飼育基準でも具体的な数字を設けているのですが、福祉にはそうした具体性が必要なのかなと思います。しかし、今の日本の基準を見ますと、全く具体性がないということです。

それから、69ページの種の保存法についてです。

先ほど、遠井委員から、こういう制度があって、基準があるから、これも参考にしてというご進言をいただきましたが、まさにそのとおりです。ただ、環境省がこういう制度をつくったわけですが、ふたをあけてみますと、認定動物園として認定された園館は5つしかありません。

日本には、自称、他称を問わず、動物園は500園あります。ところが、JAZAに加盟しているのは91園です。実にJAZA加盟園は、全体の2割程度。ましてやこの認定制度に参画できたのが5園です。これは加盟園の0.06%にすぎません。まずこの制度自体の評価もさることながら、JAZA加盟園のレベルたるや、いちど抜本的な評価をすべきかと考えます。

ですから、この条例では、動物園という看板を掲げている以上、最低限、これだけのことはしなくてはだめだという動物園としての背骨の部分がきちんと明文化できるといいなと思っております。

このほか、環境基本法などがありますが、以上、法律の解説の補足でした。

○金子議長 大変わかりやすかったです。どうもありがとうございました。

そのほかの方から、動物園に関する法律でこういうものはどうでしょうか、こういうものがありますということがございましたらご意見やアドバイスをいただきたいと思います。

○遠井委員 ほかには生物多様性基本法があります。動物園とは書いておりませんが、事業者か地方公共団体の責務として生物多様性の尊重を読むこともできないことはないと思います。また、質問ですが、EU動物園指令のように、動物園は生物多様性保全のための強力なツールだ、動物園の機能を強化することは生物多様性保全のために重要だ、と捉え

る根拠は現行法令の中にはないということですね。

○諸坂委員 はい。

○遠井委員 生物多様性保全に関しては、基本法や戦略などいろいろな枠組みはありますが、その中で動物園をどう位置づけているかという、ないのですか。

○諸坂委員 地方公共団体が設置しているものの中で、どれぐらいの割合かは調べていませんけれども、教育委員会所管のものが多数あると思います。そうすると、教育委員会が生物多様性を保全することはあり得ないですよ。あくまでも教育委員会なので、子どもたちの教育、あるいは社会教育を目指すことが主眼で、動物ファーストでもなし、動物プロパーもスタッフにはいないと思います。

○小菅委員 教育委員会所管の動物園は余りありません。最近、帯広、釧路がそうなのです。旭川もなれと言われたのですが、私は断りました。ですから、教育委員会所管はそれほどありません。それがネックになって、博物館相当施設にも登録できなかったのです。

よく調べたのですが、札幌や上野がなっているのは、教育委員会所管という規定がなかったのです。それが相当施設に登録した後に教育委員会所管とつけ加えたので、それ以後、どこもなれなくなったのです。

もう一つ、遠井委員が動物園はそういうふうに見られていないかということがありました。が、そもそも動物園とは何かという定義すらないのです。

博物館法の中で公立博物館の設置基準などがいつかあったのですが、あの中に動物園とはと書かれているのですが、何種何点以上、あるいは、必要な施設や設備、面積などが規定されているだけだったのです。博物館法の下に基準として動物園の記載はあったのですが、最近はそのすらなくなりました。それで、事務局が話していましたが、「育成を含む」のところを読み取れというレベルです。

ですから、国の頭の中には、動物園というのは何にもないと僕は思っているのです。国民にとってこれだけ当たり前の、これだけ普通にあって、野生動物と直接かかわりのある施設なのに、です。動物園の人間はそうしたことをかなり意識しているにもかかわらず、残念ながら、国家レベルではほとんど意識されていないのです。

今回環境省が認定動物園制度を設けたときに一応は国の所管に置くと言っていましたよね。

○遠井委員 生息域外保全に取り組んでいる動植物園に協力してとか、動植物園等による生息域外保全を後押ししていくことが必要であるということが、枕詞としては書いてあるのですが。

○小菅委員 後押ししてあげるから動物園が勝手にやりなさいとも読み取れますよね。だから、手を挙げてくださいと言っても、現実たった5園だということです。そんな状態です。動物園側はそういうことだし、どうせ動物園は認知されていないのだという意識があるのです。それではいけないと書いていろいろな活動をしているのですが、国が全く受け

付けない状態です。そういう意味では、全く規制されていないのではないかと考えています。

そして、イギリスの動物園法が新しくなったことに影響を与えたのはEU動物園指令です。それは、環境や生態系など、いろいろなものができたときにイギリスの動物園認可法が新しくなって、その項目を入れたのです。そういう意味では、今、世界の動物園の動きをきちんと上げようとしているのはEU動物園指令ではないのかなと思っています。

その辺については伊勢委員が詳しいと思いますし、先ほどご挨拶の中で言っていました。アメリカの考え方とヨーロッパの考え方、オーストラレイシアの考え方が違っていますということについて話をさせていただければと思います。日本はずっとレベルが低いのです。

○伊勢委員 あくまで、動物園・水族館業界のお話ですが、やはり、日本は世界で一番おかれているかなと思っています。東南アジア諸国にも法令があって、認定制度もあって、動物園として申請して、認められないと営業できませんというものがマレーシアやシンガポールやインドネシアにあります。しかし、日本にはそういうものはありません。

法令の中では、諸国のもろもろの生命観、国土の広さに対しての飼育面積、飼育施設の中身も盛り込んで規定していきましようということです。とかく、ヨーロッパやアメリカは広さと思いがちですが、そこではなく、内容ですという法律をつくっていますが、これも日本にはありません。

冒頭でヨーロピアンの方とアメリカンの考え方、オーストラレイシア、アジアの考え方がそれぞれ違うということを言いました。ただ、以前はWAZAという世界動物園水族館協会の決定権を持つ理事にヨーロッパやアメリカの人が多く、そちらに流れていってしまったということがあります。しかし、最近は、各諸国から理事を出しましようというふうにされ、改善されています。こうして世界全体で動物に関する考え方が違うのが当たり前だよねとなりました。その中でそれぞれの地域を尊重しながら、それぞれの地域に合わせた動物の飼育、管理をしていくのが大事だという流れになってきています。

しかし、ヨーロッパとアメリカの考え方が違う一番は、アメリカやオーストラリアでは考えられないと言っていました。数年前にコペンハーゲン動物園で3歳くらいのキリンを公開で淘汰しました。それは、その後に担えないものだからです。子どもを呼んで、淘汰をして、公開で解剖し、その後の肉はコペンハーゲン動物園の肉食獣に給餌したのです。

EAZAというヨーロッパ動物園水族館協会の基本的な考え方は、繁殖に向かえないのは野生動物として飼育管理上の欠陥だというものです。哺乳類だったら、育児をして、一人前になった段階を実行するという流れをとっていくのが動物の福祉に合わせた管理の仕方だということです。その後にその子がどうなるかは別の問題なので、遺伝的な多様性に寄与できないので、その場で命は人間の手でなくしますということをやっているのです。

ユーチューブでもその当時の園長のコメントが見られます。でも、これはアジアの国の人たちには理解できません。思考回路は理解できるけれども、現実的にそれをできるかと

いうと、絶対にできません。

9月にアジア地域の各国の方たちが集まって、今後、アジアとしてどういう福祉の規定をつくっていけばいいかというワークショップをやったのですが、アジアの人たちは、それについて、考え方はわからないではないけれども、自分たちにはああいうことはできない、だから、アジアはアジアで、生命観と飼育状態、中身なのだということで、それをつくっていく必要があるという話をしていました。

法の基準と解釈と中身をどうしていくかという話とはずれましたが、日本の気候風土に合って、特に北海道という日本の中でも異地域というか、島国ならではの何かをつくっていく必要があって、ヨーロッパの規定に合わせれば先進的でいいのかというと、そうではありませんし、アメリカナイズすればいいかということでもないということです。

話の方向性はずれたのですが、それだけ考え方が違うということを念頭に置いた上で、北海道民、札幌市民の皆さんに理解されるべく、動物園とは何ぞやというものを落とし込む必要があると思います。

○諸坂委員 色々と勉強させてもらっていて、何となくおぼろげに政策のアウトラインが頭にあるのですが、今、伊勢委員がおっしゃったように、「福祉」というと、《生》の福祉と《死》の福祉があって、安楽殺処分というのは《死》の福祉の部分ですよね。でも、日本では《死》の部分については、日本人のモラルというか国民性というか、なかなか突っ込んだ議論をしないと感じています。他方、「福祉」の、少なからず「生」の部分については、欧米人の宗教感を度外視にしても、獣医学、生物学等科学的エビデンスに基づく欧米流の客観基準を構築しないといけないと思っています。しかしながら、やはり《死》の部分については、我々日本人の倫理観、宗教観、文化や風習などをベースに、どちらかという「愛護」に近い議論になるのかなと感じています。欧米流に、“Quality of Life”の視点から安楽殺処分には即座には移行できないだろうと感じています。すなわち日本版動物福祉政策は、《生》と《死》のダブルスタンダードで制度設計すべきかなと考えています。あくまでも私見ですが。

○金子議長 ありがとうございます。

とても貴重なご指摘だったと思います。

時間が過ぎてきましたので、それぞれからコメントをいただいて、休憩を挟みたいと思います。

○黒鳥委員 いろいろと勉強になりました。

私は法律的なことは余りわかりませんが、類人猿で実際に飼育をやってみて幾つかの場面に立ち会いました。動物が高齢化し、安楽死させる、あるいは、象や類人猿の飼育担当をしょっちゅうかえると、管理上に問題があるということがあります。

今、アメリカあたりだと移送に関してはすごくうるさいのです。また、イルカのとくにWAZAで話になったと思うのですけれども、類人猿の動物をショーやエンターテインメントで使わないということを言っているはずですが、そこら辺は全然しっかりしていな

いということがありますので、そういうことも考えていってもらいたいと思います。

○佐藤委員 先に質問です。

円山動物園では、博物館としての登録はしているのですか。

○事務局（加藤円山動物園長） 円山動物園は、最近まで教育委員会所管ではないと登録できなかったの、博物館相当施設となっております。ですから、登録博物館ではありません。

○佐藤委員 ビジョン2050の策定するときにも問題になったのですが、ついつい、生きていくことのほうに目がいきますよね。でも、今お話があったように、最期をどう迎えるかもとても大事ですよ。キリンの話は本当にショックでしたし、考えられないし、ほかに欲しいところがいっぱいあったのになぜという気持ちになりました。

ただ、条例として決めていくのだったら、これから私たちもそのことははっきり考えていかなければならないのだなということは改めて思いました。

○異委員 ゴールがどこなのかということですが、動物ファーストであるのかなという気がしていました、具体性や福祉を考えていくと。そうであれば罰則がなかったら、ただの努力規定になってしまうのかなと思いますので、当然ながら、縛りも必要なのだらうと思いました。

ここにいる人たちは動物ファーストを考えて、その方向に行くのだらうなと思うのですが、それがみんなの利益になるということを伝えていかなったら条例として制定されないのではないかなと思います。しかし、条例として制定されなければ意味がないので、そこが心配なところですよ。

札幌市で子どもの権利条例をつくる時、随分ともめたという話を聞いています。その原因は子どもに権利を与えていいの、要らないだらうということだったそうです。

今、「ども」を平仮名にしているように、子は親ととともにいる、大きな人とともにいる者だということだったのですが、そうではないだらうということがあるからです。しかし、国では今も漢字です。

札幌市で権利条例をつくる時、議員のおじ様方の反対があつて、子どもがぎゃーぎゃーと言い出したら困る、俺たちにも権利があると言われたら言うことを聞かなくなるから困るということで、権利条例がなかなか制定されなかったと聞いています。

そこまで結構長い時間がかかったのですよ。これから動物園条例がこれから10年かかると困るので、そこを通していく方向に、動物ファーストがいかにみんなの利益になるかをうまく伝えられるようにしていただければと思います。

○金子議長 今、まさに議論が盛り上がりそうかなということですが、ここで休憩を入れたいと思いますが、ほかにございませんか。

○事務局（加藤円山動物園長） 今、異委員のお話についてですが、やはり、条例がないことによってこういう課題があつて、できるところなのだ、やっぱり必要なのだということが大事なかなと思うわけです。



その辺を諸坂委員にもう一度整理していただければと思います。

○諸坂委員 地方公共団体がつくる条例なので、どんなに動物ファーストだと言っても公益（住民の安心、安全、快適性の実現）を度外視して動物優先ということはまずありません。住民の税金を使って設置されている施設なわけですから、結果的に動物ファーストの政策をやるのが住民の利益にもなるという形でないと、単なる動物好き、動物マニアが作った歪な政策になってしまいます。

最近の言葉でワンヘルス・ワンワールドというものがあります。動物のケアをすることが回り回って人間の生活を豊かにするという考えです。これは世界的潮流です。一自治体の政策ですが、こういった視点は大事にすべきだと考えます。こういった事柄を動物園政策に宛がうと、「種の保存」（域外保全）政策を推進しつつ、そういった現場や過程を住民の方々に見ていただくことが子どもたちの情操教育、環境教育、社会教育にも資する、そういった視点がまさにワンヘルス・ワンワールドの思想にもつながるし、住民ファーストと動物ファーストの融合策として、しっかり根を張った制度設計になるのではないかと考えます。そしてそうであるならば、それは、政策のアプローチとしては、ガイドラインや要綱といった行政立法であるはずがなく、住民の代表機関たる議会の最高の意思決定文書である「条例」をおいて他ならないと考えます。

○遠井委員 生物多様性はみんなにとっての公益であること、また、動物福祉に関する規定が初めて入れられたとすると、先ほど動愛法はほとんどザルだというお話がありましたが、ペットショップや商業施設、さらには、個人のペットの取り扱いについて、ここで学ぶことができれば波及的効果があると言えると思います。

もう一つ、公共施設ということで、札幌市民は納税者として、公的機関がきちんと運営されているかを監督する責任があります。先ほど、行政が監督できる仕組みをつくること（条例の）一つのイメージとしてあるのではないかと申し上げました。EU指令の動物福祉の中身については議論の余地はありそうですが、透明性が高い制度設計という点では優れていると思います。そういう仕組みをつくることによって公共施設が適切に管理されていることを監視できるという点も、市民の利益になると説明できると思います。今のよう、行政の内部だけで何となく完結しているのではなく、どういう基準に従って管理されているか、場合によっては、査察が入り、営業停止もあり得るというようにな権限を市民の側が握っているというのは、条例でないとできないことだと思います。

○小菅委員 議会が決めていくということは重要、市民が決めることが重要だというのはそのとおりだと思います。動物園は余りにも内々でやってきて、動物園をつくる時も何となくの勢いでわっとつくってしまい、つくったときの市長や知事はもういないわけです。引き継いだ人たちが動物園とは何か、何のためかということが頭から失われ、進んでいくと、時には厄介者になって、市長が代わった途端に動物園は要らないと言い始めたり、このままではだめだと言われたりもします。これは、私も経験してきました。

もともと、旭山動物園は土木部にあったのです。公園施設の一環でした。公園整備の一

環として旭山公園の中の一環の施設でした。しかし、市長が代わったときに、もっとお金を稼げ、商工部に行けと言われてました。さらに、チンパンジーのショーをやったらどうだとも言われました。これはどこにも出ていないと思いますが、私が直接言われたので、事実です。

でも、我々は言うことを聞きませんでした。そんなものは動物園ではないと思っていたのは動物園だけです。しかし、条例も何もなかったのです。旭山動物園条例を見たらわかるけれども、市民の健康と憩いの場を提供するしかないのです。そうしたら、市の部局から、これをやれと言われてたとき、抵抗もできないのです。先ほど全く守ってくれないということがありましたが、我々はどこからも守られませんでした。我々を守ってくれたのは市民でした。旭山動物園はこれがいいのだと言ってくれた市民がいたから残ったのです。

このような事例は全国で何度も繰り返していて、ごく最近でも事例があります。どことは言えませんが、あるところで、首長が、だめだ、もっとおもしろくやれ、といってテレビ界のエンターテインメントの指導者を連れてきて、その人に見てもらえと言ったということですが、そんなことになってしまうのです。

ですから、動物園について、きちんとした定めがないと、つまり背骨がないと、こういうふうにして揺らいで、最終的には潰れてしまい、何だ、これが動物園かというのが日本国内に蔓延してしまっているのです。最低レベルだというのはそこに一番の原因があり、国も全く関与しないということです。ここはものすごく大きな問題です。

ただ、議会が決めるというのは1人の思いではないのです。議員は市民が選出するので、言い換えれば市民みんなが決めるわけです。そうすると、動物園が大嫌いな人が市長になって、潰したいと思っても、条例があれば簡単には潰されないのです。それに、動物園の責務が決まっていれば、おまえら、ショーをやれとも言えなくなります。それが条例化の一番重要なところではないかと思います。

○金子議長 それでは、ここで10分ぐらい休憩にしたいと思います。

5時までの予定でありますので、あと1時間ほど意見交換ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[ 休 憩 ]

○金子議長 それでは、再開します。

今、かなりいろいろとご意見をいただいて、共通のところ、あるいは、ちょっと違うところ、さらには認識がはっきりしていないところなどがあるかと思いますが、条例の中で使う幾つかのキーワードになる用語があるかと思いますが、その定義についてご議論したいと思います。

動物園からいただいているのですが、動物、動物園・水族館、動物福祉の三つについて意見交換をお願いしたいということです。

事務局案があるとのことですので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（森山調整担当係長） 資料はA4判縦の資料3となります。

1 ページは、動物についてです。

動物についてですが、法律上、関係法律の中では、哺乳類、鳥類など、分類により明記されているものが多いです。海外の動物園の規定では、飼育する全ての動物という定義が見られます。そういった状況を踏まえまして、分類で縛るのは動物園の運営を考えるとなかなか難しいのではないかと考えますので、動物園の中で飼育する全ての動物を定義としたいと考えております。

裏面に移ります。

次に、動物園・水族館についてです。

先ほど来話があるように、国内では動物園などの定義がない中、地方自治体の条例においてもありません。そういった中で、日本動物園水族館協会では、種の保存、教育・環境教育、調査研究、レクリエーションの四つの社会的役割を担うとっています。これは、博物館法の目的にも類似しております。

これを踏まえ、さらには、参考で海外の動物園を規定する法律、先ほども触れましたEU動物園指令などがございました。

その中では、「動物園とは、野生種の動物が公衆への展示のために年7日以上飼育されている全ての恒久的施設を言う」とあります。これは、こういった施設が動物園なのかといった観点で書かれているものです。

二つ目ですが、日動水の動物福祉に関するワークショップが、ここ二、三年、国内で行われているのですが、円山動物園でも今年7月に行いました。そこで扱われた資料で動物園・水族館を定義するものがありまして、それを引用しますと、「一般の来園・来館者のために運営、公開されている常設の施設、主に生息域外の環境下で生きた動物を維持しているところ」という定義がありました。

こういった定義の仕方も踏まえまして、動物園条例でどういう定義にするかを考えたところ、下の案とさせていただきます。

まず、「一般の来園・来館者のために・・・」というのは、日本動物園水族館協会のワークショップの資料にあった定義を参考にしております。そういった動物を維持しているところのうち、次の全てのことに取り組む施設を言うというものを考えております。

取組内容は、「生物多様性の保全」、「生物多様性に関する教育を行っている」、「生物多様性に関する調査研究を行っている」ということで、これらに取り組んでいる施設を動物園・水族館と言うということにより、目指すべき動物園に全体を近づけていくなどの働きが期待できるのではないかと考えております。

次に、動物福祉についてです。

これまで、動物福祉を円山動物園の基本方針ビジョン2050の中でも言葉として使っていましたが、その使い方はここに載せた表現で、「動物たちが健康で栄養状態もよく、

安全で野生本来の行動が発現可能な生活を送ることができる動物福祉」、あるいは、「福祉は動物の視点に立った人の動物に対する専門的、客観的、科学的スキルを前提としてアプローチ」と書いてきております。これまでは、こういう「何かをすること」であったり「いい状態」という認識の中でいろいろと表現してきました。

一方で、世界における福祉の使われ方で、世界動物園水族館協会の動物福祉戦略の中に引用されているのですが、国際獣疫事務局——O I Eの動物福祉についての勧告の定義があります。その中身は、農水省の翻訳ですが、「アニマルウェルフェアとは動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态を言う」ということで、何かの行為ではなく、その動物の状態を指しています。

これらの情報を踏まえ、事務局としては、O I Eの定義、農水省訳を参考にしまして、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态を言うということで、状態を指して使っていきたいと考えております。

○金子議長 今回の部会で全て決めましょうということにはならないと思いますけれども、条例をつくっていく上で言葉を定義するのは非常に重要ですので、皆さんからご意見を伺いたいと思います。

まず、動物に関する定義についてです。

小菅委員、いかがでしょうか。

○小菅委員 動物とは何か、動物園はどういう動物を扱っていくのかを考えたとき、確かに、これまで、動物園で展示する動物というと、大型で、割と認知されていて、脊椎動物となっています。そして、無脊椎動物といたら昆虫類くらいというような感じでした。

でも、最近では、かなり広くなってきてまして、要するに、いろいろな多様性のある、特に生物多様性というものをきちんと伝えていこうという意識の中では、僕らが見ている動物を分解する立場にいる動物たち、それは、昆虫ばかりではなく、関係動物などがあるわけで、そういうものの展示をするとき、彼らは何も感じないでしょうというふうに考えて飼育していくということではだめだというふうに私は思うのです。

そういう観点で考えたら、あらゆる生き物の存在を肯定して立脚する視点というのは、分類学上、動物と言われるものを全て対象にすべきではないかというふうに考えたほうがいいと思うのです。

そういう意味では、一番最後のイギリスの新動物園免許法があり、脊椎動物、昆虫、その他であって植物や菌類ではない多細胞生物とありますが、まさに、これイコール動物のことですから、動物全てにわたって対象とすべきだということが求められているのかなという気がします。

イギリスがここまできちんと範囲として認識していることを知っていながら、ミミズはいいでしょうということを議論して決めることは余り意味がないし、すべきではないと思うのです。

これからは、常に未来を想像しながら、どんなに時間がたっても耐えられるような条例

にするためには、現在、世界中で考えられている中でイギリスの新動物園免許法で既にこういう動物を全て認識しているということでもありますので、札幌市もこれに倣って、飼育していく上ではそういう動物全てを対象にした条例にしたほうがいいのかと考えます。

○金子議長 ということは、植物、菌類を除く全ての動物ということですね。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

○諸坂委員 動物の福祉を考えた場合、食事のみならず、棲息環境があると思います。そうすると、例えば、サバンナにいる動物が棲息する場所にある草木、樹木等は、当該動物にとっても必須のアイテムですが、我々が動物を見学する場合も、単に動物のみに目が行くのではなく、いっしょに風景も見ているわけです。

そうすると、動物が棲息しているところに生えていない樹木がそこに生えているということは、やはり環境教育的にはどうなのかなと思うのです。つまり、動物ファーストと言うのであれば、動物の棲息環境も疑似的にでも再現する必要性(努力)が出てくるのかなと思います。すると動物園の設計(演出)には、ランドスケープもワンセットで考えなければならぬと思います。動物園だから植物は関係ないと言ってしまうと、場合によって、首長の交代によって、とんちんかんな演出をしかねない。そこは警戒すべき点だと思います。したがって、植物園ではないので、植物に主眼を置く必要はありませんが、展示動物との関係性、距離感の中で必要な植物は植えなければいけないということを入れたいと思います。動物の定義ではないのですが、棲息環境ですね。

○小菅委員 定義と外れますけれども、今、諸坂委員が言っていることは動物園の世界では意識しており、そうあるべきなのです。ただ、京大の霊長研がチンパンジーのところに松を植えたのです。私は、愕然としました。しかし、その理由を聞いてみたら、チンパンジーは松を食べたり抜いたりしないから。たとえ針葉樹でも生きた植物のほうがいいのだ。広葉樹を入れたら間違いなく倒され、壊され、抜かれるけれども、松は抜かないのだと。その陰に広葉樹が生えてくれたらいいという発想を聞いたのです。そのとき、どうなのだろうと思いました。

動物から見たとき、動物が暮らしているところにプラスチック製の広葉樹であるほうがいいのか、もしくは生きた針葉樹であるのがいいのか、ここは議論の分かれるところです。

○黒鳥委員 再来週か、上野動物園で動物園ランドスケープ会議を開くのです。それから、京都に行くとするのですが、動物園では、人工物ではなく、自然のものを入れて、それで一つの動物園だという考え方があるので、賛同してくれる人もいるかと思うのですが、そういった専門家を入れないといけないですし、動物園にも植物の専門家を入れないとだめだというふうにどんどん変わってきているのです。

そういう中で松の話ですが、私はイギリスのハウレッツ野生動物園ですが、そこは全部が人工物です。それでいいという方もいれば、人工物ではなく、植物などを入れるべきだと二手に分かれています。

実際、上野動物園でゴリラのところでつくったこともあるのですが、結局、アフリカの

物が無いので、そこで、アフリカを研究している人に植物リストをつくってもらい、日本で植えて、育つ可能なものでやりました。

今すぐどちらがいいというのは難しいと思うのですが、私は植物を入れたほうがいいのではないかというのが個人的な意見です。

○金子議長 ほかにございませんか。

○伊勢委員 2点あります。

今のお話ですけれども、展示動物にとって中身の飼育施設のエンリッチメントをどうするかというところに生きた植物が必要なのか、人工物でも彼らが本来持っている行動を出せるのか、どの動物の福祉の向上なのかにポイントを当てたときに形が変わってもいいのではないかなという気がします。ただ、心情としては、人工物より自然のものがいいと思います。

二つ目は水族館的に言いますと、動物の定義ですが、無脊椎動物がわんさかいます。棘皮動物であるウニやヒトデもそうで、イソギンチャク、タコ、イカも無脊椎です。それが定義から外れると水族館としてはえっとなってしまう。

最近の研究結果では、ロブスターやタコについて、フランス料理の仕方ですけれども、生きたままゆでるな、必ず絶命させてから料理に使えというルールがあります。それは、食材として利用させてもらう動物に対しての最低限のルールでしようとしているのです。

ですから、当然、無脊椎動物だって意識も痛さもあるので、それに配慮した飼育施設づくりが重要だということに鑑みると、動物園・水族館としての動物とは何なのかという定義なので、飼育している全ての動物としないと水族館は外れてしまうかなと思います。

○金子議長 ほかにございませんか。

○遠井委員 勉強になりました。ありがとうございました。

私のように動物が専門ではない者からすると、「全ての動物」と言われると、象やキリンを思い浮かべてしまいます。専門の方々なら、「動物」と言われると、幾つかのサブ・カテゴリーがさっと出てくると思うのですが、素人ではそうはいかないです。ですから、「全ての動物」という包括的な用語ではなく、イギリスみたいな列挙方式のほうが良いと思います。それらが全部入りますという方が素人にはわかりやすいと思いました。

また、動物の定義に植物をどうするかは違うので、動物福祉のところの話なのかなと思いました。

○金子議長 今、さまざまなご意見が出ましたので、これらをまとめて、動物園側で案をつくっていただきたいと思います。遠井委員が言われたように、植物を外すというのも一つの案だろうということであっても、動物という一単語ではなく、イギリスのように、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類その他の動物と親切に書いたほうがいいかなということですね。

○小菅委員 動物の定義ですが、生物は、植物と細菌と動物という三つのカテゴリーになっており、僕らが子どものとき、動物の単細胞動物と習ったのですが、あれは動物に入っ

ていないのです。ミドリムシは動物ではないということで、今は違います。単細胞動物は動物のジャンルから抜けてしまったのです。だから、植物や菌類ではない多細胞動物というのはつまり動物全部ということなのです。

実は、これだけ記載すれば全てを網羅しているのです。でも、それでは分からないだろうから、これこれと書いて、その他であって、命を持っているものの中で植物と菌類は除く多細胞生物とわざわざ書いているのです。これが動物の規定です。

○遠井委員 なおのこと書いてほしいですね。

○諸坂委員 制度設計する立場で質問というか、意思決定したほうがいいのか、これは動物園が飼育するものとしての動物を定義づけるのか、動物福祉の対象という動物を定義づけているのかです。動物園が扱うものは動物です、それはこういう定義ですという文脈なのか、動物福祉が必要な対象を動物と定義づけて、それはこれですというのかです。

先ほどのロボスターの話は動物福祉の対象ですよ。ですから、動物福祉の対象を飼育するのだと。では、動物福祉の対象ではない菌類は飼育から外れるということで、何で動物の定義をするのかは押さえないといけないかなと思います。

それは、結局、動物福祉の中身の話にもつながってくるのです。この動物を飼育する動物園はどういう福祉を実現しなければいけないのかという話につながっていくから、単に動物とは何かという生物学的な話ではないのかなと思うので、ここは議論すべきかと思います。

○事務局（加藤円山動物園長） この動物園条例の対象となる動物だから、動物園・水族館で飼育している動物園であって、当然ながら、この条例の範疇なので、福祉の対象になるということです。

○小菅委員 今、僕らが想定していないような動物の種類も将来的には展示可能になるかもしれないということを考えたときには、現時点で日本の動物園・水族館を洗い出し、物すごい種類と数があると思いますけれども、それを規定するというより、動物界の動物は全部にしてしまったほうがいいのかと思います。

過去にゴキブリは飼っていませんが、今は飼っているところもたくさんあります。そういうことを考えたら、現状よりも未来に向かって考えたときに、動物園がどういうものまで展示できるか、というのか、人類がどういうものに興味を持つかも含めてということです。

最近では粘菌もありますでしょう。でも、菌だから福祉の対象にはなりません。しかし、そういうふうには展示も変わっていくので、少なくとも動物は対象としますとしておいたほうがいいのかと思います。

○遠井委員 これは野生生物には限らず、家畜も含めるのですか。例えば、鳥獣保護管理法だと対象は野生動物で、種の保存法も希少野生動植物です。動物園では家畜の飼育もあり得るということでしょうか。

○事務局（加藤円山動物園長） 触れ合いなんかだと家畜種も飼育する可能性があるから

対象になってきます。

○金子議長 多分、議論が尽きない非常に重要なところですが、時間も限られていますので、大変申しわけありませんが、動物園・水族館の定義と動物福祉の二つのキーワードについて検討をいただきたいと思います。

きょうの最後の条例の構成のところまで案をお示しいただき、そこまでいって、後は宿題として第2回に回したいと思います。

残りの時間で動物園・水族館、動物福祉についてご意見をいただいて、こういう意見が出ましたということで事務局でまとめていただき、2回目のときに議論していただきたいと思います。

まず、動物園・水族館の定義についてです。

事務局案についてご意見等をお願いしたいと思います。

○遠井委員 動物を維持するというのが気になります。英語の原文はどうなのでしょう。維持するというのは、平板な言い方なので、少しひっかかりました。ほかの用語に置き換えるとすれば、(外来生物法に倣って)飼養ですが、どうでしょうか。

○諸坂委員 何を当てたのかはわかりませんが、維持には違和感がありますね。もう一つとして、展示が入るかというところですね。

○小菅委員 継代されている個体を維持していく、意味はそういうことだと思います。連れてくるのではなく、親子、孫と継代していく、繁殖ということですが、それが入って維持になっているのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○諸坂委員 条例には定義規定を設けます。そこで、「動物園」とは、「維持」とは、と概念を確定すればいいと思いますが、例えば、「維持とは、飼育、管理、展示、継代、繁殖及び累代をいう。」とか、それとも、「維持」という用語はやめて、飼育、管理等を列挙するかだと思います。

続けて、5点ほどあります。

1つ目は、「動物園・水族館とは、」と定義づけするという事は、この制度設計の一つのスタンスに関わってくるので、すごく重要なテーマだと思っています。というのは、札幌市が設置、管理している施設だけを対象とする条例なのか、札幌市内の動物に係わるすべての事業者が規制の網にかかってくるか、分岐点になるからです。つまり、動物園・水族館とは何かというとき、コラムの中に書かれていることを動物園と言うとなると、この要件に該当しないものは、動物園を名乗ってはならない、又は本条例違反だという位置づけとすることも考えられるわけです。生物多様性の保全をしていない、教育をやっていない、レジャーやエンターテインメントだけの営利事業では、それは条例違反だということを表明するかといった問題につながってくるのです。

またこの動物園・水族館の定義は、条例の適用範囲というカテゴリーの話ですから、ここはきちんと決めておかないと、条例制定過程での対話の相手方(利害関係者)の範囲も変わってきます。直接的な規制行政を設計するにしても、間接的な普及啓発的なメッセー



ジを市として発出するだけにしても、そこは重要なポイントだと思います。

2つ目、コラムに書かれていることの中に「教育」とかぎ括弧つきであるのですが、これは環境教育とは違うのかです。J A Z Aの4つの社会的役割の中には「教育・環境教育」という具合に、わざと分けて書いてあります。社会教育や情操教育という子どもたちへの「教育」と環境教育とを2つに分けているので、コラム中の「教育」は、何を指すのか明確にすべきです。

3つ目は、ここに「生物多様性」というキーワードで3つ書いてありますよね。ここは門外漢なので、ぜひ教えてほしいのですが、動物園は外来種の受け皿として機能していますが、外来種の受け皿となるといった場合、それは生物多様性の概念に包含されるのでしょうか。私は若干違和感を感じるのですが。例えば、密輸されてきた〇〇カメを動物園で飼育するというのは、生物多様性のカテゴリに入る議論なのかです。

4つ目は、「触れ合い動物園」をどうするかです。円山動物園にしてもどこにしても、触れ合い動物園をやっていますが、触れ合い動物園は、生物多様性とは関係がありません。生物多様性に関する「教育」と言っているのです、その場合、「触れ合い動物園」はどこに位置づけるべきでしょうか。

5つ目に、レクリエーションをどうするかです。J A Z Aの4つの使命にも入っているものです。しかし、このコラムの定義づけには入っておりません。つまり、ここは決別するのかです。円山動物園はレクリエーション施設ではありません、サイエンスティックな施設ですと一つのくさびを打つのか、決意表明みたいなものも入ってくるのかなと思います。

今どうのこうのと決断する話ではないので、今後検討していただければと思います。

○事務局（加藤円山動物園長） 1点目についてです。

我々が想定し、提案した動物園・水族館の定義についてですが、まさしく委員のおっしゃるように、この条例の肝です。ここで言っているものを動物園・水族館として、この条例の規定の対象とするということで決めたい定義です。ですから、ここに書いてある、これをやっていないから条例違反ではなく、ここに書いてあるこういったものをやっている施設はこの条例の範疇だから、これに基づいた運営をしなければならないというような制度設計をしたいということです。

○諸坂委員 名称独占規定と言うのですが、例えば、弁護士のように、司法試験に受かり、弁護士登録をした者だけが弁護士と名乗れる。それ以外の者が弁護士と名乗ってしまうと、弁護士法違反になります。でも、ここでの動物園の議論は、名称独占というわけではないのでしょう。そんなに強いものをつくる話ではないですよ。

○事務局（加藤円山動物園長） この条例で言う動物園・水族館とは何とかを言うという規定になると思います。

○諸坂委員 そうすると、この規定に入っていないなくても動物園は名乗れてしまいますよ。

○事務局（加藤円山動物園長） でも、この条例をしっかりと読んだ市民から見ると、この

条例からすれば、あそこは動物園ではないのだねというふうになるぐらいだと思います。

○諸坂委員 規制も及ばない、処罰にもならないということですね。

○小菅委員 動物園・水族館とはこうだと札幌市が決めたとき、動物園・水族館と名乗っていて、これをやっていなかったら、札幌市としては、おたくは動物園・水族館と名乗っていますよね、札幌市の条例ではこういうことを言っているのですというようなことで、少なくとも、動物園・水族館という名前でやるならこれを守ってくださいと要望できるようにしたほうがいいのではないのでしょうか。

○諸坂委員 そこがすごく重要な分岐点ですが、今、加藤園長がおっしゃったのではそこまでいかないのです。

○小菅委員 でも、僕はそこまでにしたほうがいいと思うのです。

○諸坂委員 僕もそこまでいきたいのです。

○遠井委員 心情としてはわかるのですが、それをやると行政コストがかかり、そこまでできるのかなと思います。注意はするけれど、（相手は）聞きませんとなると、条例の存在意義がなくなるように思います。

条例の射程は管理できる範囲として、その他の商業施設等が動物園・水族館と名乗っても法律上は何の問題もないし、条例の規制は及ばないけれども、こちらにこういう条例の飼育基準等があれば、市民の方はおかしいと気づくと思います。直接の規制対象にするのではなく、できないことには手を出さないほうが良いというのが私の意見です。

もう一つ、違法取引されたものを受け入れているという点については、広い意味で生物多様性に寄与していると思います。CITES違反で没収されたものは、本来であれば、返還しなければいけないのですが、現実にはほとんど返還されていません。どこの国も返還規定を実施できておらず、レスキュー・センターがあるところも少ないため、現実には動物園・水族館で受け入れることが多く、種の保存、種の生存の確保という観点から受け入れていることについて、問題はないと思います。自国の生息域にないものを受け入れているということであれば、そもそも動物園がそうですし、CITESにおいても、動物園・水族館のこうした機能は協力的な関係と捉えられています。

○諸坂委員 例えば、「生物多様性（外来種の受け入れを含む）」という注釈は要らないですか。

○遠井委員 外来種と言うと、特定外来種を想起させるので、むしろ、後で適法取得を要件として入れるべきできないかと思います。違法に取引されているものは受け入れませんと。でも、違法に取引され、没収されたものを受け入れるのは別ですから、そこは区別すべきだと思います。イギリス法やEU指令も違法取引に寄与しないとされていますし、受け入れにより、動物園の目的と齟齬が生じることはないと思います。

○小菅委員 今、遠井委員がおっしゃったように、ほとんどは生息地に返していません。そういう活動を動物園として表に出して、メッセージとして発信し、国がそういうことができるような方向性を訴えていくという意味では、そのことも生物多様性の保全には関与

することになると思うのです。そして、そういう活動をしなければならないと思うのです。

現実的に、何とかしてお金を集めて、生息地に準備施設をつくって、そこへ持っていき、そこで人も育成してというようなところまで行けばいいのだけれども、現実的にはお金のこともあって、できていません。でも、そういう意識でやっているのですということを書いておくのは必要ではないでしょうか。

○遠井委員 それを含めて、この定義のままですということですね。

認定動物園制度と関連し、国の法令では生息域内保全に寄与するというのは国内希少種だけでしたが、条例では海外に生息しているものについても生息域内保全、あるいは、再導入に寄与することを想定されているということでしょうか。

○小菅委員 そもそも、認定動物園にすると、国内希少種に限ったでしょう。あれはおかしいでしょう。

○遠井委員 動物園は国際希少種も国内希少種も飼育しているのに、なぜ生息域内保全の寄与が国内希少種だけとなったのか、私も立法過程はよく知りませんが、不思議に思いました。恐らく、法律の適用範囲と合わせたのかと考えます。

でも、こちらの条例で一步先に行くのはありではないかと思います。定義で入れるより後半の活動内容のところですね。

○金子議長 議論は尽きませんが、時間があります。

今のご意見を整理していただいて、次回に出していただいて、議論をするということにしたいと思います。

最後に、動物福祉についてです。

これについてもご意見をいただければと思います。

○遠井委員 素人なので、教えていただきたいのですが、動物福祉を状態として定義されていますが、EU指令だと、“accommodating”とあるので、イメージとしては、「何々すること」と定義していただいたほうがじっくりくるのではないかと思います。この辺は専門家の方に教えていただければと思います。

○黒鳥委員 そう言われてみると、確かにそういう感じがしますね。今は、身体的及び心理的状态ということですが、変えてもいいような気がしないでもないですね。

○伊勢委員 状態にどうやってかかわっていくかですね。

○黒鳥委員 確かに、言われるとおりですね。

原文をもう一回見たほうがいいのかもかもしれませんね。

○小菅委員 これは、この前、シンポジウムをここでやったときの解説でしたよね。それを聞いていて、何かコメントはありますか。

○事務局（加藤円山動物園長） 国際的には、アニマルウェルフェアというのは動物がどういう状態かということです。我々も、一番上にあるように、そういうふうにするのと使っていたのですが、そうではないということで、今回、法規範にするに当たりきちんと整理しようということでこの案を提示させていただきました。

ですから、動物福祉の裁量にするということは我々のアプローチだけれども、動物福祉を捉えたときには動物が今置かれている状態のことを言うのだという整理をしたいということことです。

○小菅委員 いい状態に持っていくことを指しているのではなく、動物福祉自体がこのレベルというものがあって、我々はこのレベルの動物福祉に持っていく努力をするということですよ。

○遠井委員 二つ目の段落以降はわかるのですが、最初の2行だけをとってしまうと、後の説明的なものが抜け落ちてしまうので、いいも悪いもなく、動物の身体的及び心理的状态を言うというのは何のことがさっぱりわからないような気がするのです。下のものも含めて定義するなら状態でもわかるのですが、上だけをとってしまうとわからないのです。

○佐藤委員 資料18の倫理福祉規定に日本動物園水族館協会に加盟する云々とあり、動物福祉を適正な水準で推進するというふうに動物福祉という言葉ニュートラルな感じに使っていますよね。多分、WAZAやJAZAでは、福祉という言葉にプラス方向の意味を持たせないで、ニュートラルな状態にするということなのでしょう。

ただ、素人が福祉と聞くと、手を差し伸べて、よくしてあげることという解釈をしていますよね。でも、世界的にそういうふうに意味が定められていますから、この条例でもその意味で使いますという説明をしていただけるとわかりやすいかなという気がしました。

○事務局（加藤円山動物園長） 一般的に福祉と言ったとき、人間の福祉と同じように捉えられることもあって、ここで定義するわけです。だから、違いますよということも含めて定義していくことであって、動物福祉という単語にはいいとか悪いという意味はないわけですね。

○事務局（森山調整担当係長） 資料2の一番最後のページに動物福祉の基本的な考えがあります。

イギリスで家畜の動物福祉から発展していったものですが、この五つの自由ということの中で、飢えや渇き、栄養不足からの自由、不快からの自由、障がい、病気からの自由という観点から、こうした負の経験や苦痛を最小限にすると考え、正の状態、負の状態という経験から与えられる精神状態への影響も含め、個の全体の状態を評価しようという考え方が発展していき、今は、これを野生動物種にも適用できるのではないかとということで、動物園の動物にも当てはめていこうということで、WAZAで動物福祉の評価をしていくことをされているという話がワークショップでありました。

私も全て聞いていなかったのですが、的確に説明できないのですが、「種や個々の動物でどの状態がいいのか悪いのかはそれぞれ違うのです」という説明もありました。ですから、動物福祉という場合、それを状態として捉え、それをいかに正の状態にしていくかという観点で、これから飼育の仕方、環境の整え方を考え、福祉向上に取り組んでいくことになると思います。また、WAZAなりJAZAなり、他の動物園でもそういった観点でこれから動物福祉の評価などの取組が始まると思いますので、将来的にそうした考えに合うよ

う定義する必要があるということで「状態」を指す言葉としたところです。

○事務局（加藤円山動物園長） 一つだけ補足すると、こちらの資料で、農水省訳文とありますが、ここで最初はアニマルウェルフェアとはなっていますよね。つまり、農林水産省では、あえて動物福祉と訳さず、アニマルフェルフェアとそのままにしたのです。

○福井委員 今の議論ですが、これは、野生動物医学の世界でもいつも議論されていて、福祉というと、人間の介護や福祉の意味合いがあるので、原文がアニマルウェルフェアだから、アニマルウェルフェアがこうだとしていると思うのです。

ただ、生きるも死ぬも心身や精神的な状態を含むということだと思いますが、農林水産省の生活や死亡という訳は、初めて見るとわかりにくい表現だなと思います。

世界動物園水族館保全戦略では、アニマルウェルフェアは非常に重要なテーマになっていて、動物園学のテキストが改訂される時、新たに1章が加わったときにもアニマルウェルフェアが加わるぐらい大事なテーマになっているのですね。でも、用語の使い方としては、アニマルウェルフェアを高い水準で維持しましょう、向上させましょうという使い方なので、「状態」をレベルアップさせるという意味で使っているのですね。

○遠井委員 「生活及び死亡する環境と関連する」というのは日本語として、こなれていないので、意識も含め、よりこなれた表現にすれば良いのではないかと思います。「生きるも死ぬも」というような表現でも良いのではないかと、思います。

○小菅委員 これは、農水省だから、屠殺の話をしているのです。もともと家畜の発想だから、農水省が訳しているのですよね。だから、これを動物園にそのまま使おうとするとちょっと違ってくるのです。動物園では屠殺はしませんからね。

○遠井委員 今のような動物園の実態を踏まえると、もう少しこなれた日本語表現に変えて、飼養環境と最期を迎えるときにはどうするか、その両方を含み、それに当事者である動物がどのような身体的、精神的な状態であるかがわかるような表現を工夫すれば良いと思います。

○諸坂委員 日本一の政策をつくりたいと思ってアイデアをいろいろと出したいのですが、要するに、ゾウやキリンの「種」としての福祉と、いままさにそこで飼われている「個体」の福祉とは、全く違うと思うし、しかし動物園政策としては、その両方が必要かつ重要だと考えています。例えば、ゾウとは、こういった場所に一定の社会性をもって棲息し、普段の食性でこうで、こういった習性をもった動物だから、こういった「福祉」の実現（工夫）が飼育下では必要だという話と、いままさに動物園で生まれ、飼われてる特定個体の個性を尊重した福祉、あるいは高齢化してしまった、あるいは、足に障がいを持った特定個体の福祉とは、全く別次元の議論をきめ細かくしなければならないし、それは動物園特有の（域内保全のレベルの議論なら不必要な）議論であろうと考えます。

できれば、それを明文化して、札幌はこれだけきめの細かいことを制度設計しているのだということを世界に発信したいというのが一つです。

また、今、小菅委員がおっしゃったように、O I Eが想定しているのは家畜というか、

産業動物なのですね。そうすると、産業動物というのは生産されてから屠殺されるまでいかにノーストレスの状態をキープするかが主眼にあるわけですが、動物園の動物にはノーストレスの状態をつくってはいけないと思っているのですね。ある程度のストレス、というのは、もともとは野生動物ですから、天敵が狙っているとか、飢餓の状態の中で獲物を捕獲するといった、いわばある種のストレス状態を再現してこそ、野生の迫力そのものになって、我々に感動を与える。それを展示してこそ、環境教育にもつながると考えます。まったくのノーストレス状態を作り上げてしまうと、彼らの身体能力を展示することはできなくなる。しかし、ここはジレンマがあると思います。それは過度なストレスを与えることは動愛法の虐待とも捉えられるからです。牛や豚の福祉と同じレベルで福祉を議論、定義してしまうことに若干の違和感を覚えます。

さらに、これはもう少し後の議論になると思いますが、条例で書くべきことと条例の施行規則で書くべきことがあります。具体的な基準は施行規則で書く、あるいは、動物種ごとにガイドラインをつくるという作業になると思うのです。それは種の福祉と個体の福祉をきちんと分け、かつ、愛玩動物でも産業動物でもない福祉、展示動物に特化された福祉が条例と施行規則、ガイドライン等を併せ読んでもらえば十分理解できるように作り上げられればと考えています。

○金子議長 まだいっぱい意見はあるかと思いますが、今まで出た意見、また、きょうもしこれから言っていなかったことがあれば、メールなりでお伝えしていただき、事務局にはそれを取りまとめていただいて、次回にペーパーとして出していただき、それをもとにして議論を続けるということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 予定していた時間が過ぎてしまいましたが、最後に、条例のイメージについて皆さんからご意見を伺いたいと思います。

スライドの8ページについて、説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 先ほど検討方針のところの説明したとおりです。

全体のつくりとしまして、札幌市が考える動物園とはどんなものかという章と円山動物園のことを書くところは分けること、また、総則で先ほどから話している定義を決めるといふ枠組みの中で必要事項を盛り込んでいきたいと思っております。

この枠組みについて、皆様からご意見をいただければと思っております。

○金子議長 きょうここで枠組みを決めましょうということではないと思いますが、これを見たイメージとしてお願いします。

○遠井委員 総則のところでも目的と（共に）原則を入れれば、何か不明確な点があったときに原則に立ち返って考えることができるので、良いのではないかと思います。

また、責務規定と円山動物園の管理運営についてですが、この条例が何のために、どのようなものとしてつくるかにかかわってくると思います。ライセンスとまではいかなくても、対象となる動物園・水族館に関して一定の基準を満たしているかを検査する、園館は

記録を保持して市民が監督できるよう、動物園会議や議会に報告するなど、監督や実施にかかわる規定を入れる必要があると思います。

基準と、それをどうやって守らせるかという監督のメカニズムについては、円山動物園という項目を立てられると、ほかは入らなくなるので、全体にかかわるものとして作るほうが良いと思います。

○伊勢委員 もちろん、円山動物園がということが前提なのですがけれども、札幌市の中では札幌市が絡んでいる動物園・水族館施設は新さっぽろにもあって、そちらの施設も含みのものをつくらなければならないのではないかと思うので、包括したものにしたほうが良いのではないのでしょうか。

新さっぽろの水族館は違いますという話にはならないですよ。

○事務局（加藤円山動物園長） その辺は第1章、第2章で全体的な話をして、イメージとしては、第3章の円山動物園は円山動物園でやることを詳しく決めるものなのかなと思っています。第1章、第2章で新さっぽろのところも含めた全体的な考え方、やるべきことを規定し、それをどう直営でやっている札幌市円山動物園が落とし込んで進めていくのかを第3章で決めるというイメージです。

○金子議長 今想定されているのは、札幌市では円山動物園と新さっぽろの水族館の二つですか。

○事務局（加藤円山動物園長） そうです。先ほどご提案したような定義に当てはまる札幌市内の動物を飼育し、展示している施設は、円山動物園とサンピアザ水族館しかないだろうと思っています。

○福井委員 今回、その2施設以外の問題となるようなところと差別化することも結構重要なのかなと思います。動物園は、ズーロジカルパーク、ズーロジカルガーデンということで、学問という言葉が入っているのです。ここで言う動物園とは、学術研究や保全を従来どおり欧米の動物園並みに考えて実践していく施設だと思いますので、単なる動物展示施設とは違うものだとして明確に定義する必要があると思いますし、それをイメージしやすいつくりにしたほうが良いのかなと思いました。

○金子議長 ありがとうございます。

もっと議論したいところですが、時間が来てしまいました。

ここで皆さんからこの場できょうお話ししておきたいという方がいらっしゃればお願いしたいと思います。

○諸坂委員 遠井委員と福井委員のご発言に加え、総括的なことですが、円山動物園やそれ以外の市内施設に対して、動愛法、種の保存法、外来生物法等に準拠して、発意表明権を持っているという条文をつくると思います。

要するに、ある施設に対してこれはだめだと処分権を持つのはコストもあって難しいとしても、札幌市としては、この施設はいかなるものかという意見表明をするということです。ホームページに出し、公表するのです。動物の尊厳を考えもしない拝金主義的経営、

動物を擬人化させた過度な演出、あるいは動物虐待といった劣悪な展示（経営）に対しては、世間やマスコミに対して意見を表明するという手法です。これは他の公共政策でもよくある手法で、一種の公表措置みたいなものです。

結局、第1章、第2章までは一般の動物園の基準をうたっていて、それよりも上乘せされた高度な基準の中で円山動物園は運営しているのですという立てつけかなと思いますが、この条例はダブルスタンダードを採用するということですよね。本来、一般的にここまでやっておかなければ動物園と名乗ってはいけないのだという無言のメッセージを出しておき、さらに円山動物園では更なる高みの基準で運営しますという制度設計にすると、かなり重厚な制度となるのかなと思います。

○金子議長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、きょうのところはこれで議事を終了させていただきます。

それでは、事務局にお返しいたします。

## 6. 閉 会

○事務局（神経営管理課長） 長時間にわたり、本当にありがとうございました。

きょうの議論を聞いて、本当に7回で終わるのかなと事務局としては考えてしまいました。次回までにどうやってまとめ、きょうの議論をお渡しできるのかも不安に思いましたので、メールなどでやりとりしながら整理したいと思います。

本日の検討部会はこれで終了させていただきます。次回は12月17日です。まだ大雪は降っていないかもしれませんが、天候がいいことを祈っております。次回もどうぞよろしく願いいたします。

きょうは、お疲れさまでした。

ありがとうございました。

以 上